

南校区コミュニティセンターの使用料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南校区コミュニティセンターの使用規程第4条の規定に基づき必要な事項を定める。

(施設等の区分)

第2条 センターの施設等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 部屋（ホール、和室、A会議室、B会議室、S会議室、家事室、調理室）
- (2) 設備（冷暖房施設、照明施設、給水施設、ガス施設）
- (3) 備品（机、椅子、視聴覚器具、印刷器具、調理器具、その他）

(使用者の区分)

第3条 センターの使用者の区分は、次のとおりとする。

- (1) 奨励団体・・・使用規程第5条(1)項に準じる。
- (2) 指定団体・・・使用規程第5条(2)項に準じる。
- (3) 校区住民・・・使用規程第5条(3)項に準じる。
- (4) 一般・・・使用規程第5条(4)項に準じる。

(使用料)

第4条 使用料は、使用者の区分により定める。

- 2 奨励団体の部屋使用料は年額とし、別表1のとおりとする。ただし、奨励団体のセンター使用は、他の使用者の使用に差し支えないように、週2日を限度とする。
- 3 指定団体の部屋使用料金は免除する。ただし、特に使用料を徴収する必要がある場合は、部屋使用料のみ奨励団体の区分の料金を徴収する。
- 4 校区住民及び一般の部屋使用料は時間帯区分による1回の料金とし、それぞれ別表2、別表3のとおりとする。
- 5 備品の使用料は、別表4のとおりとする。
- 6 冷暖房料金、コピー・印刷料金及び備品の使用料は、使用者の区分に関わらず別表5のとおりとし、免除はしない。
- 7 使用料の納付期限は、次のとおりとする。
 - (1) 奨励団体は、当該年度2月末日。
 - (2) 校区住民及び一般で、定期活動する団体は、当該月の月末。
 - (3) 一時的な貸館の場合は、その都度、使用后3日以内。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

平成21年 4月1日一部改正。

平成26年 5月1日一部改正。

平成26年 7月1日一部改正。